

静岡県設計変更ガイドライン (土木工事編)

令和7年 10 月

静岡県
交通基盤部

(目 次)

1 はじめに	3
2 用語の定義	4
3 設計変更の範囲・対象となる事項	6
(1) 設計変更の範囲(要領第3条)	6
(2) 設計変更の対象となる事項	6
4 設計変更の手続きの全体の流れ	7
5 設計変更の手続き	8
(1) 約款第 18 条に基づく設計変更の流れ	8
(2) 設計変更が可能なケース	9
(3) 「設計照査の範囲」を超えるものとは	11
(4) 設計変更が不可能なケース(参考)	12
(5) 各条項における設計変更の手続き	13
6 関連する資料の作成(第 18 条第1項、第4項)	17
(1) 設計照査に必要な資料作成	17
(2) 設計変更に必要な資料作成	17
7 指定・任意の使い分け	18
(1) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲	18
(2) 留意事項	18
8 巻末 関連事項	19

1 はじめに

(1) あらまし

「当初設計」における「積算」は、公共工事の目的達成に向け、施工方法等を定めた「設計」に基づき、必要な水準の工事原価と適正な利潤を見込んだ予定価格を決定するために行われます。

働き方改革や生産性の向上等を目的に第3次担い手三法が改正され、建設業法では著しく短い工期での請負契約の禁止、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では適正な金額での契約の締結、公共工事の品質確保に関する法律（以下、「品確法」という。）では歩切の根絶等予定価格を適正に定めることが規定されました。

一方で、建設工事の施工では、地質・土質条件をはじめとする自然条件等が当初設計に示された施工条件と一致しない状況が生じ、工事内容の変更を余儀なくされる場合があります。

この場合、請負契約の当事者が対等の立場で適正な金額での公正な契約締結を基本理念とする品確法において、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うことが発注者の責務として明示されています。また、同法の運用指針では、設計変更手続の円滑な実施を目的とした指針の策定に努めることも規定されています。

これらを踏まえ、設計変更事務処理要領（以下、「要領」という。）に基づき、受発注者双方が公共工事の円滑な設計変更手続きについて、共通認識をもって実施できるよう「静岡県設計変更ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定しました。

(2) 本ガイドラインの対象工事

静岡県が発注する建設工事を対象とします。

(3) 従前(H28.3)からの主な変更点

ア 設計変更の範囲

設計変更の範囲について、特段の理由がある場合を除き、「当初契約時の施工延長又は施工範囲内、業務目的の範囲内の設計変更を原則」とするよう改正しました。

イ 設計変更の決裁区分

要領において設計変更と契約変更の定義を明確化するとともに、設計変更に関する事務手続きを一部簡素化するよう改正しました。

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりです。

(1) 設計図書

仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいいます。

なお、契約書及び設計図書が「契約図書」です。（静岡県建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第1条、土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書より）

(2) 設計変更

約款第18条及び第19条等の規定により設計図書等を変更することをいいます。
この場合において、契約変更の前に受注者に指示することを含みます。

(3) 工期変更

約款第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による工期の延長又は短縮をいいます。なお、工期変更は、設計変更の手続きに含まれます。

(4) 契約変更

設計何作成要領別紙2「設計（変更）伺」により、設計変更の内容を反映した設計図書等（以下、「変更設計書」という。）及び支出負担行為伺（変更）を起案し、工期又は請負代金の額を変更する契約の締結までをいいます。

(5) 軽微な設計変更

構造物の位置等の変更で重要でないもの、かつ、変更見込金額の合計金額が1,000万円未満のものをいいます。

(6) 書面

手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、承諾については署名を、指示、協議、提出、報告、通知については記名されたものを有効とします。（土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書より）

(7) 通知

発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいいます。（土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書より）

(8) 承諾

契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいいます。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書より)

(9) 指示

契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいいます。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書より)

なお、土木工事共通仕様書 1-1-6 及び農林土木工事共通仕様書 1-1-7 により口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者が指示内容等を確認することと規定されています。

(10) 協議

書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいいます。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書より)

(11) 提出

監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいいます。

3 設計変更の範囲・対象となる事項

(1) 設計変更の範囲(要領第3条)

設計変更は、特段の理由がない限り、当初契約時の施工延長・施工範囲内等を原則とします。

(2) 設計変更の対象となる事項

設計変更の対象となる事項は、約款の規定により、以下のとおりです。

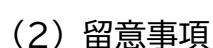
約款条項	設計変更の対象となる事項
第 18 条	[条件変更等]
	(1) 設計図書が相互に一致しない場合（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）
	(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合
	(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
	(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
第 19 条	[設計図書の変更]
	発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合
第 20 条	[工事の中止]
	工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときで、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合
第 21 条	[受注者の請求による工期の延長]
	受注者の責めに帰すことができない事由により、発注者に工期の延長変更を請求する場合
第 22 条	[発注者の請求による工期の短縮]
	特別の理由により、工期の短縮変更を発注者が受注者に請求する場合

※約款第 25、52 条については、設計変更に関する条項でないため掲載しない。

- ・設計変更は、全て約款に基づいて行われているよ
- ・スライド（第 25 条）、労務単価上昇（第 52 条）は、設計思想を変えるものではないので、設計変更とはならないよ！



(1) 設計変更に関するフロー

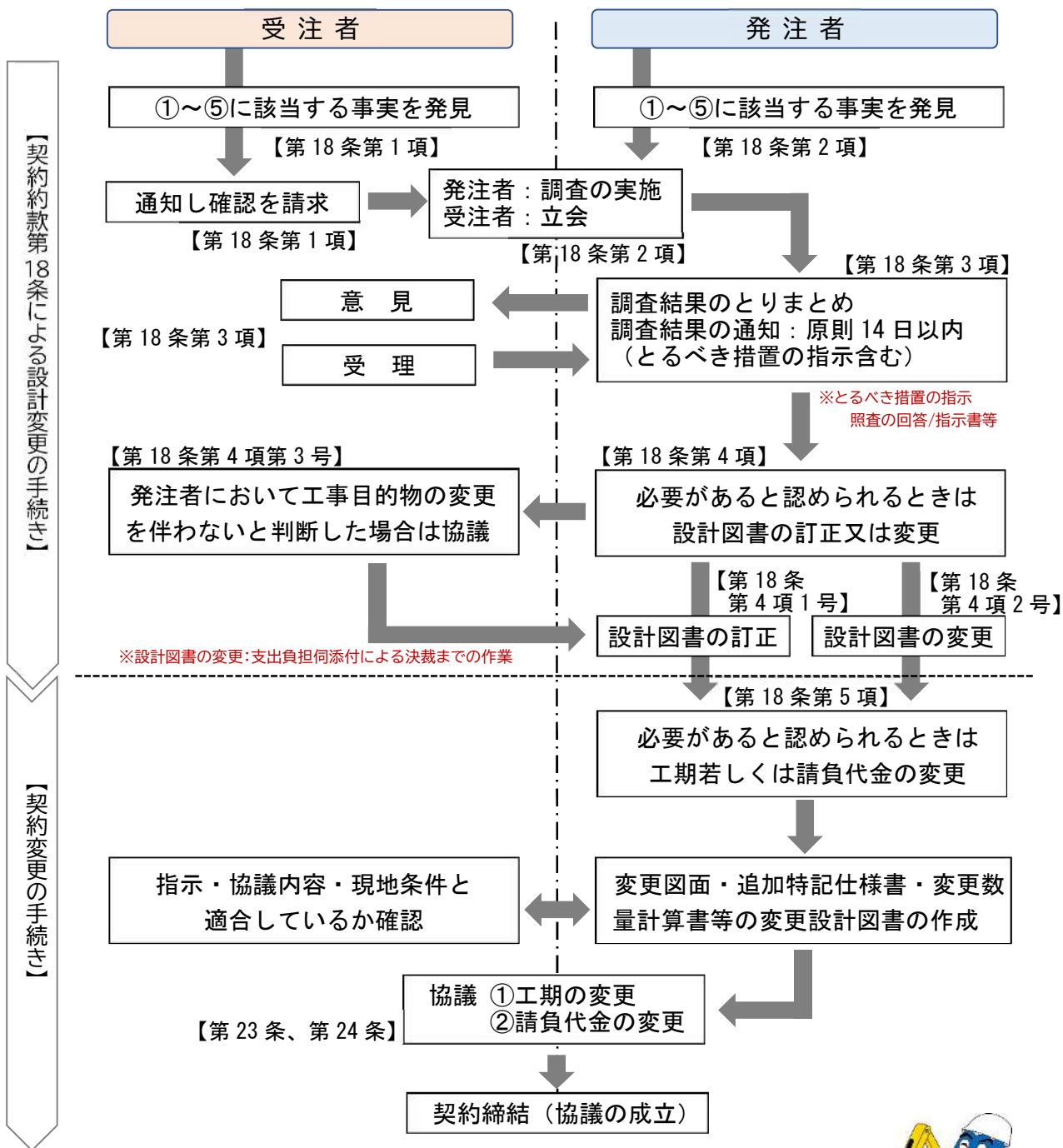


- ・ 各条項に基づく設計変更は、書面による請求又は通知を伴うこととします。
- ・ 発注者は設計変更内容を指示し、概算金額及び延長必要日数を受注者と協議し、軽微な変更である場合は、工事完了までに変更契約を行うこととします。
- ・ 軽微な変更でない場合は、契約変更の手続きをその都度行うこととします。

5 設計変更の手続き

(1) 約款第 18 条に基づく設計変更の流れ

- ① 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- ② 設計図書に誤びゅう、脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期できない特別な状態が生じたこと



・事実を発見したら、すぐに行動しよう！



(2) 設計変更が可能なケース

<基本事項>

約款各条項に基づき、以下のような場合は、設計変更ができることとします。

- ア 条件明示の有無にかかわらず、当初発注時点で予期し得なかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きを要する）
- イ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手ができない場合
- ウ 「協議」等の所定の手続きを行い、発注者が指示したもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合がある）
- エ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
- オ 受注者の責によらない工期の延期、短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき

<留意事項>

設計変更にあたっては、以下の事項に留意し、受注者へ指示します。

- ア 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で設計変更「協議」に当たる。
 - イ 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第 19 条に基づき書面で行う。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
 - ウ 設計変更は、その必要が生じた都度、指示書により行う。ただし、当該設計変更の内容を着手前までに変更契約できる場合は、指示書を必要としない。
 - エ 発注者は、指示内容が予算の範囲内の業務であることを確認の上、指示書へ業務内容を記載するとともに、延長日数、概算金額を記載する。ただし、概算金額の記載に当たっては、以下の事項を条件とする。
- ① 受注者からの協議による変更の場合、受注者は、協議書を提出する。積算基準に定めのない工種の場合は、必要に応じ見積書を添付する。

発注者は、協議書の内容で施工を指示する場合は、指示書を発出することのほか、協議書の「承諾」をもって指示書に代えることもできるが、この場合においても、発注者は、協議書に設計変更の対象の適否、延長日数及び概算金額

について記載し、受発注者間での合意を得ることとする。

- ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合、発注者は、指示書に業務内容、延長日数及び概算金額を記載しておくことで、受発注者双方の協議の記録として保管できる。緊急を要する指示等のため、概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期を協議しておくこととする。
- ③ なお、協議された延長日数及び概算金額は「参考値」であり、変更契約の工期及び変更契約額を拘束するものではない。
- ④ 受発注者間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

- ・設計変更は、必ず書面をもって行うこと
- ・すぐに契約変更ができない場合の設計変更は、必ず指示書によって行ってね！
- ・参考値である延長日数と概算金額は、書面に必ず記載しておこう！



(3)「設計照査の範囲」を超えるものとは

受注者は約款第 18 条第 1 号から第 5 号について、共通仕様書「設計図書の照査・ワンデーレスポンス等」における設計図書の照査を「設計図書の照査ガイドライン」に基づき行います。

設計照査の範囲を超え、設計変更ができるものを以下に示します。

ア 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

イ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

ウ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。

エ 構造物の位置や計画高さ、延長の変更で構造計算の再計算が必要となるもの。

オ 軟弱地盤における盛土の載荷高さが変更となり、地盤の安定計算の再計算が必要となるもの。

カ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。)

キ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

ク 試験杭を施工した結果、基礎杭の杭長、杭径等が変更となり、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

ケ 土留等構造計算で現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

コ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。

サ 設計根拠まで遡る見直し、必要となる工費の算出。

シ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、静岡県土木工事共通仕様書第 3 編「2-6-15 路面切削工」「2-6-17 オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとする。

- ・設計図書の照査のできる範囲は、限られているよ
- ・範囲を超える場合は、適切に設計変更しよう！



(4) 設計変更が不可能なケース(参考)

以下のような場合は、原則として設計変更ができないこととしています。

(ただし、約款 26 条(臨機の措置)での対応の場合は、この限りではありません)

ア 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合

イ 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合(約款第 18 条～第 24 条、共通仕様書 1-1-13～1-1-15)

ウ 正式な(指示・協議等)書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合

- ・受発注者が合意していないような勝手な判断による施工や、承諾による施工、書面によらない口頭指示による施工は、設計変更はできないので注意！
- ・着手する前に、まずは確認しよう



(5) 各条項における設計変更の手続き

※第 18 条における設計変更については、設計図書の照査ガイドラインに基づく

ア 設計図面が相互に一致しない場合(第 18 条第1項(1))

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位については、あらかじめ、設計図書の中で規定しておくべきであり、優先順位の規定がない場合で図面と仕様書が一致しないときは、受注者として、どちらに従って施工すべきか分からないこととなる。

このように、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當なので、本号が掲げられている。

例)

- ・ 図面と設計書における施工延長・数量が一致していなかった場合
- ・ 仕様書で定めている資材があるにも関わらず、設計書では別の資材を計上していた場合

イ 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合(第 18 条第1項(2))

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自らの判断により施工を継続することなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正した上で施工すべきである。

例)

- ・ 土質に関する一切の条件明示がない場合
- ・ 地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ・ 交通誘導警備員についての条件明示がない場合

ウ 設計図書の表示が明確でない場合(第 18 条第1項(3))

設計図書の表示が明確でないとは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當なので、本号が掲げられている。

例)

- ・ 土質柱状図は示されているが、地下水位が不明確な場合
- ・ 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

エ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(第 18 条第1項(4))

自然的な条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無が挙げられる。また、人為的な施工条件とは、地下埋設物、地下工作物、発生土処理施設、工事用道路、通行道路、工事に係る法令等が挙げられる。

例)

- ・ 設計図書に明示された土質が、現地条件と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が、現地の規制と一致しない場合
- ・ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ・ その他、新たな制約等が発生した場合

オ 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じた場合(第 18 条第1項(5))

対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。

また、人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられる

例)

- ・ 自然的：当初は現地土砂を再利用する予定であったが、想定外の軟弱な土質であった場合
- ・ 人為的：当初埋蔵文化財に関する情報を把握した上で設計していたが、予期せぬ埋蔵文化財が出土した場合

受 注 者

「約款第 18 条（条件変更等）第 1 項第○号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知
※第○号：条件変更に基づく条項とする

発 注 者

「約款第 18 条第 4 項」及び「約款第 18 条第 5 項」に基づき、必要に応じ設計図書を訂正又は変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

受注者及び発注者は、第 23 条及び第 24 条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める

・ 設計図書の照査ガイドラインを確認しよう！



カ 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合(第 19 条)

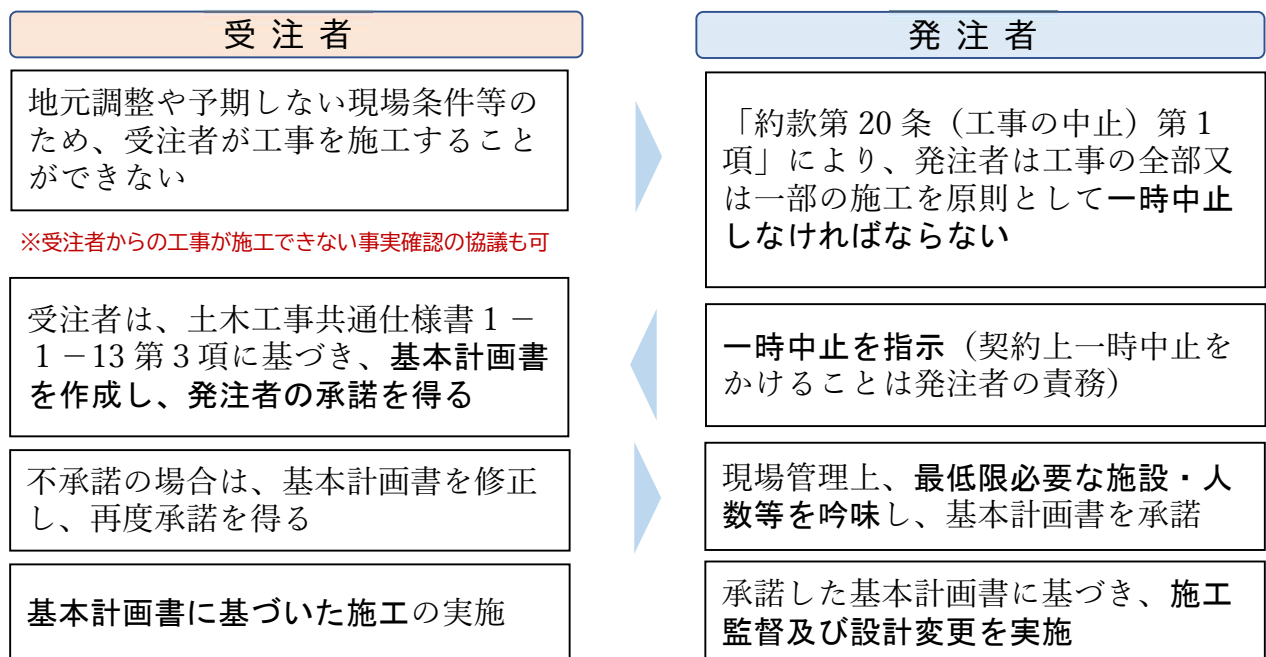
発注者の意思と反して、無用なものが建設されないよう、発注者が必要と認める場合においては、設計図書の変更を任意で書面をもって受注者に通知しなければならない。

また、発注者は自己の都合で設計図書を変更することができるが、その際、全く工期又は請負代金額に影響がない特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更を行うことが当然であり、設計図書の変更に伴い受注者が被った損害を発注者が負担しなければならないこととしている。

キ 工事中止の場合(第 20 条) ※工事の一時中止に係るガイドラインに基づく

工事用地等の確保ができない等又は自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事現場の状態が変動し、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の全部又は一部の一時中止することができる。

また、工事の中止を命じた発注者は、中止に伴って必要とされるはずの工期又は請負代金額の変更を適正に行われるよう規定したものである。



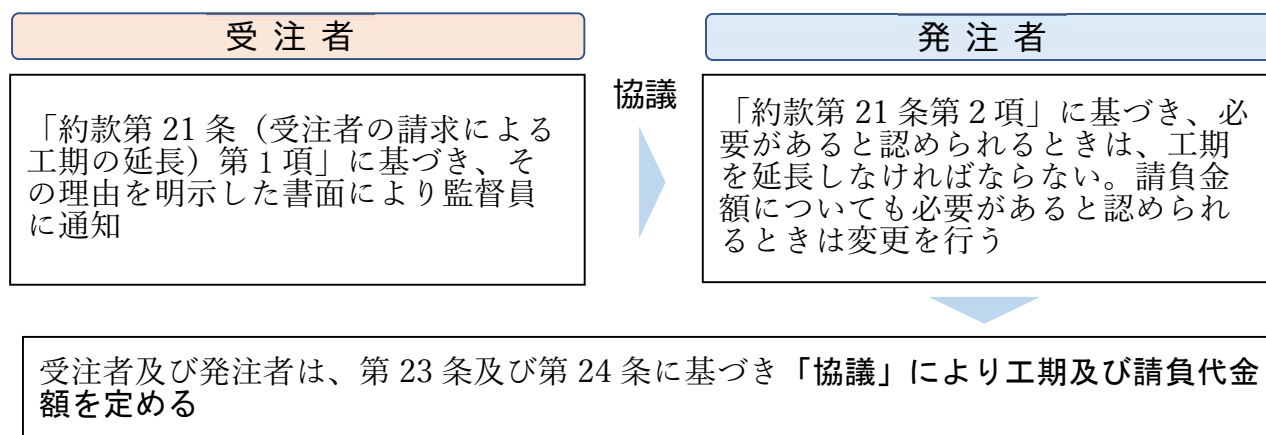
例)

- ・ 設計図書に定められた工事着手時期までに、受注者の責によらず施工できない場合
- ・ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ・ 詳細設計の未了により、設計図書に定められた期日までに施工できない場合
- ・ 受注者の責によらない事態が発生した（地中障害物又は埋蔵文化財の発見等）場合
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合

ク 受注者の責に帰すことができない事由により、発注者に工期の延長変更を請求する場合(第 21 条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に完成することができない場合は、その理由を明示した書面を発注者へ提出し、工期延長変更を請求することができる。

また、工事の中止を命じた発注者は、中止に伴って必要とされるはずの工期又は請負代金額の変更を適正に行われるよう規定したものである。

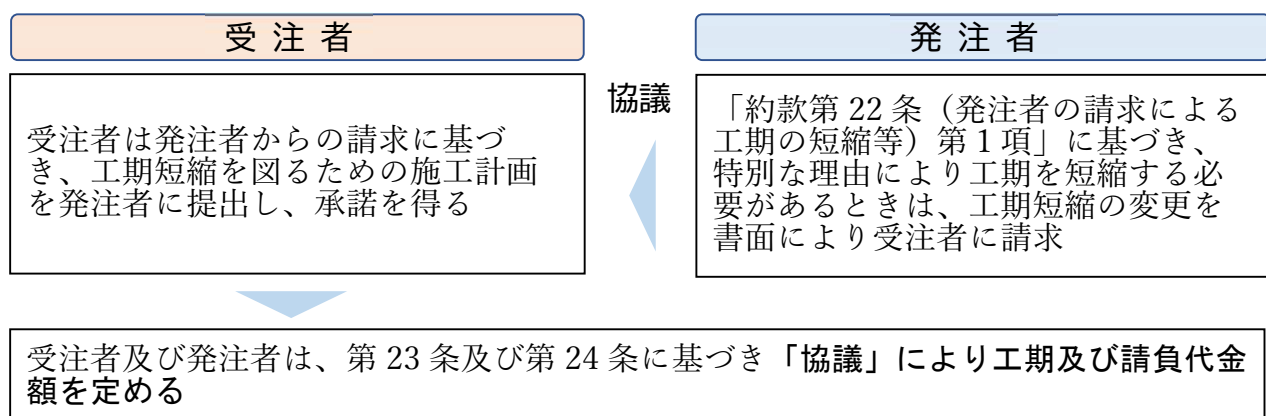


例)

- ・ 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ・ 設計図書に示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

ケ 発注者による工期の短縮(第 22 条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる



例)

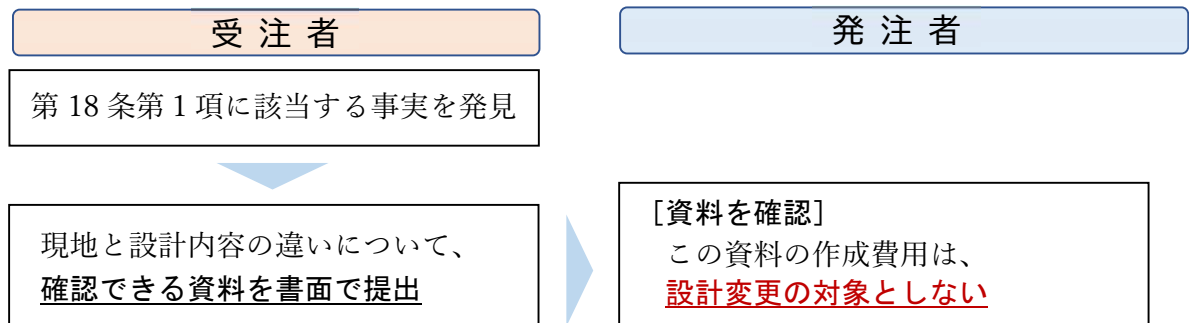
- ・ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

6 関連する資料の作成(第 18 条第1項、第4項)

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して、約款第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。

なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としません。



(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第 18 条第 1 項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うこととし、契約変更の対象としていませんが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きにより、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象とします。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な場合については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について合意を図った後、発注者が、具体的な指示を書面により行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 設計変更に関わる資料の作成に伴う増加費用の算定は、見積りによる。なお、人工は土木一般世話役相当とし、技術管理費の積上げで計上する。

～設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成、提出

[資料を確認]
この資料の作成費用は、
設計変更の対象とする

7 指定・任意の使い分け

仮設、施工方法の指定・任意については、約款第1条第3項のとおり、適切に扱う必要があります。

1. **任意**について、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は、**受注者の責任**で行う。
2. **任意**について、その仮設、施工方法に変更があっても、**原則として設計変更の対象としない**。
3. ただし、**指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う**。

(1) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

・自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

(約款第1条第3項)

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

[指定と任意の考え方]

※「仮設工の指定仮設と任意仮設について」より

項 目	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示に変更がある場合	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

(2) 留意事項

- ・ 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ・ 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ適切な対応が必要。
※任意における下記のような対応は不適切
 - ① ○○工法での積算であるため、「○○工法以外での施工は不可」とする対応。
 - ② 受注者から新技術の活用について提案があった場合に、「積算上の工法で施工」とする対応。
- ・ ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

8 巻末 関連事項

本ガイドラインに関連する事項は、以下のとおり。なお、最新版の通知は、県ホームページ等から取得及び参照をお願いします。

(1) 設計変更等事務処理要領

建設工事の請負契約に係る、設計変更及びそれに伴う契約変更の取扱いに関して、必要な事項を定めたもの（本ガイドラインの元となる要領）。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukoji/1003485/1028869.html>

(2) 設計図書の照査のガイドライン

受注者が土木工事共通仕様書の「設計図書の照査等」において行う設計図書の照査について、基本的な考え方や発注者と受注者の責任範囲を具体的に明示している。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/tanka/1053466/1029020.html>

(3) 工事の一時中止に係るガイドライン

発注者が各規定に基づき、あらかじめ受注者に対して通知したうえで行う、工事の全部又は一部の一時中止について、適切に行うための考え方を示している。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/tanka/1053466/1029020.html>

(4) 条件明示

建設工事を施工するにあたり、工事の円滑な執行に資することを目的に、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示している。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/tanka/1053466/1077497.html>

(5) 静岡県建設工事請負契約約款

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukoji/1003485/1028869.html>

(6) 工事共通仕様書

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kojikensa/1029089.html>

・最新の情報は、HP から確認！



(7) 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(国土交通省)

URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1003451/1001561/1066878/index.html>

